



■届出済証返納について

軽二輪車の使用を中止するための手続きです。

ご不明な点がございましたら山形ナンバーの車両については(TEL:050-5540-2013)へ
庄内ナンバーの車両については(050-5540-2014)へお問い合わせください。

■必要書類

- ①軽自動車届出済証
- ②ナンバープレート
- ③使用者の委任状(押印不要、申請書に記名でも可)

氏名・名称または住所に変更があった場合

- ④氏名・名称または住所を証する書面

氏名・名称に変更がある場合

個人の場合 戸籍謄(抄)本(発行後3ヶ月以内、写し可)

法人の場合 商業登記簿謄(抄)本、登記事項証明書等(発行後3ヶ月以内、写し可)

住所に変更がある場合

個人の場合 住民票(発行後3ヶ月以内、写し可)、住居表示変更通知書等

法人の場合 商業登記簿謄(抄)本(発行後3ヶ月以内、写し可)

【その他】

- ⑤申請書(軽二輪第5号様式)
- ⑥手数料納付書(手数料無料)

届出済証返納に関するお問合せ先

登録部門 TEL:023-686-4711(ガイダンスの後に「1」をプッシュ)

窓口受付時間(土日祝日を除く) 午前8:45~12:00 午後13:00~16:00